

# 政策調整会議の取組結果

## 1 H21年度の取組（モデル会議の設置）

H20年度の「岩手県分権推進会議」の意見を踏まえ、県と市町村の二重行政解消等のため会議を設置することとし、まず、効率的な検討手法を探るため、県南広域振興局・奥州市・金ケ崎町で構成するモデル会議を設置。

### (1) 取組経過

#### ① 事務事業の棚卸し

- ア 基礎データの収集 3,600 事業（内訳：県 1,727 事業、市 1,158 事業、町 715 事業）
- イ 市町・県の事務事業の突合（事務事業一覧の作成）
- ウ 二重行政と考えられる事務事業の抽出

#### ② 調整案の検討（部会の開催）

- ア 二重行政と考えられる事務事業の選定 182 件（885 事業）
- イ アのうち非効率等と考えられる事務事業の選定 36 件（402 事業）
- ウ 調整案のとりまとめ  
非効率等と考えられる項目の改善策、望ましい役割分担の解決策等のとりまとめ

#### ③ 会議の開催

上記 36 件につき、取組の方向性を協議・決定

取組区分		件数
① 早急に実現を目指すべき （県南局管内のみで取組可能）	ア 直ちに実施	2
	イ 県南局管内においてモデル的に先行実施	2
② 早期の実現に向けて取り組むべき （全県で検討する必要がある等）	ア 引き続き全県検討	26
	イ 関係部局へ改善提案	1
	ウ 制度改正の国等への提言	1
エ 他の機関で検討	0	
③ さらに議論を深めるべき（慎重に議論すべき）		4
④ その他（検討不要・打切り等）		0
計		36

注：1 件の中に複数の課題があったものについても、そのうち主たるものの1つを件数として計上

### (2) モデル会議における成果と課題

#### ① 成果

- ア モデル市町と県の全予算事業を突合し、実態を初めて明らかにしたこと。
- イ 主要な課題や論点等を整理し、「二重行政と思われる事務事業の個票」を作成したこと。
- ウ 4 件については、県南局管内において早急に取り組むとされ、また、県南局のH22 予算編成等において住民視点、現場視点のスタンスが活かされたこと。

#### ② 課題

- ア モデル以外の市町村の意見も聴きながら、更に議論を深めていく必要があること。
- イ 検討作業の効率化が求められること。

## 2 H22年度の取組（各広域振興局への設置）

H22年度は、H21年度のモデル会議の結果を踏まえ各広域振興局に会議を設置。検討に当たっては、H21年度の成果である「事務事業一覧」や「個票」を有効に活用。

### (1) 検討案件の選定

H21年度のモデル会議で示された36件のうち、主に「広域振興局が実施主体となっている分野」である6件について、次の理由から検討案件に選定。（その他の案件は、本庁検討）

### 【選定理由等】

① モデル会議で連携・協働を推進すべきとされた分野 コミュニティ振興、観光宣伝、有害鳥獣捕獲等事務、
② 他県で取組が進んでいる分野（島根県では、全ての町村が福祉事務所を設置） 生活保護、家庭児童相談
③ 県（振興局）、市町村、民間が連携して取り組む分野 河川管理

### (2) 検討結果（概要）詳細は、別紙のとおり

分野	検討結果（主な結果）
①コミュニティ振興	・地域コミュニティ振興は、市町村が担い、県は広域的なものや情報発信等を担う。 ・関係機関の連携・協働、情報の共有が必要。
②有害鳥獣捕獲等事務	・保護管理の観点から捕獲許可は、引き続き県が行う。 ・休日等の対応をあらかじめ協議しておくことが必要。
③生活保護	・町村が担うことが望ましいが、専門人材の確保等が課題であり、当面は、現行どおり。 ・町村窓口と県（振興局）との連携・情報共有が重要
④家庭児童相談	・町村に室を設置するための人材・財源が必要であり、当面、現行どおり。 ・国による業務の整理や財政的な支援が必要。
⑤観光宣伝	・観光宣伝は、重層的な取組が必要。 ・県、市町村、関係機関など官民の連携が重要。 ・会議等の設置による情報共有の取組が必要。
⑥河川管理	・堤防管理（除草）委託について、再委託先である自治会等の多様化に対応し、県から直接委託を検討。 ・ボランティア除草については、業者への直接委託、三者による覚書の見直しを検討。

## 3 取組のまとめ

### (1) 成果

- ① 会議の設置により、二重行政の防止や連携・協働のあり方等について、県（振興局）と市町村の共有化が図られたこと。
- ② 観光宣伝、有害鳥獣捕獲事務、河川管理について、実施方法の見直し、連携・協働、情報共有のための取組が推進されたこと。
- ③ 県（振興局）と市町村における地域課題の協議・検討の場として、当該会議をモデルとして活用できること。

### (2) 課題

- ① 今後においても、二重行政の防止や役割分担を踏まえて効果的・効率的に立案・実施する必要があること。
- ② 社会情勢の変化に対応して、県、市町村、民間を通じた情報の共有のあり方や実施方法等について、常に見直す必要があること。
- ③ 非効率化や役割分担が不明確になっている制度については、引き続き、国に提言していく必要があること。

広域振興局による検討結果

別紙

検討結果欄の凡例：◎広域振興局の検討結果、○取組の方向等

No.	事務事業	区分	課題の概要	検討過程における主な意見	検討結果(取組方向)
1	コミュニティ振興	役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティ振興にかかる役割分担のあり方</li> <li>・コミュニティ助成の効率化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○地域づくり、コミュニティ振興は、市町村が一義的に担うべき</li> <li>○県は、市町村や団体の取組を支援すべき</li> <li>○関係機関の連携・協働が重要</li> <li>○助成制度の情報共有化が必要</li> <li>○県や他市町村との情報共有する場が必要</li> <li>○県本庁と振興局の事業調整が必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎地域づくり、コミュニティ振興は、市町村が主体的に担い、県(広域局)は市町村等の取組を支援することを原則とする。</li> <li>○効果的・効率的に取り組む観点から、関係機関の連携・協働が重要であり、また、事業や助成制度などの有効活用の観点から情報共有が必要である。</li> <li>○県、市町村の情報交換の場の設置などの仕組みが必要である。</li> </ul>
2	有害鳥獣捕獲等事務	役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ツキノワグマの捕獲許可権限等の市町村への移譲</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○捕獲許可事務は、保護管理の観点から、現在の役割分担で良い</li> <li>○休日・緊急時に即応できていない</li> <li>○許可申請の簡素化が必要</li> <li>○市町村許可において、銃器以外の捕獲を認めて欲しい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎保護管理の観点から、現行どおり許可権限は県が担う。</li> <li>◎許可や休日の対応などの課題を検討する場合等において、情報共有・連携を図るとともに、迅速な許可に努める。</li> </ul> <p>〔付記意見〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人の生命、身体に危害が発生し、又は発生する可能性が高い場合の許可権限は市町村に移譲すべき。(一部市町村)</li> <li>・春クマ猟の解禁の可能性について、本庁に検討を求める。</li> <li>・市町村による許可基準等の見直しについて、本庁に提言する。</li> </ul>
3	生活保護	役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町村による生活保護事務の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○法令上、町村部分は県が所管(町村は任意設置)とされ、県との役割が明確化されており、非効率はない</li> <li>○住民に身近な町村で実施することが望ましいが、小規模町村では住民に近すぎる(見えすぎる)ための弊害も考えられる</li> <li>○生活保護は、福祉施策の中でもより専門性が求められ、専門職の確保、財源の問題などから、町村が行うことは、極めて困難。</li> <li>○他の福祉サービスと同様に、町村でも実施主体となるべき</li> <li>○町村の窓口事務と県の事務は、役割分担されており、問題はない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎法令上、役割が明確に分担されており、現状において、非効率及び二重行政はない。</li> <li>◎他の福祉施策の状況から、町村が生活保護事務を担うことが望ましいが、人的体制等の課題に鑑み、当面は、現行どおりとすることが妥当である。</li> <li>○生活保護事務を迅速かつ円滑に実施するため、町村窓口での一次的な対応と情報提供・共有などの一層の連携を図っていく必要がある。</li> </ul>
4	家庭児童相談	役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町村への家庭児童相談室の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市は、従前から、家庭児童相談員を配置して児童相談に応じており、非効率、二重行政はない</li> <li>○町村で相談対応やケース処遇が行われるようになり、県(振興局)の役割が変わったため、現状において二重行政とはなっていない</li> <li>○国の要綱により、県(振興局)でも一次的な相談を担うこととされ、非効率である</li> <li>○一次的な相談窓口は、住民に身近なところに設置すべき</li> <li>○室を設置してなくても、相談に対応している</li> <li>○専門的な対応が必要なケースは、相談所からの支援を受けて対応している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎法改正により、県(振興局)は、市町村の支援を行うこととされているが、国の通知では、県の家庭児童相談室は、町村と同様の一次相談機能が残され、非効率が生じている。当面、現行の枠組みとするが、町村の体制整備や機能強化の観点から、財政措置等を行うよう提言していく必要がある。</li> <li>○適切に相談に対応できるよう、町村における相談体制の充実・強化と関係機関との一層の連携を図っていく必要がある。</li> <li>○困難ケースや児童虐待等の重大事案に対しては、県(相談所)による専門的かつ効果的な技術支援を引き続き行っていく。</li> </ul>
5	観光宣伝	非効率	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県(広域振興局)と市町村の観光宣伝のあり方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観光宣伝に重複があり、非効率となっている部分がある</li> <li>○一部が重複したとしても、PRには必要不可欠である</li> </ul> <p>【上記の意見は二分】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○観光関係団体が複数設置されており、重複しているのではないかと</li> <li>○民間と役割分担やさらなる連携の視点が必要</li> <li>○県と市町村が連携して充実を図っていく必要がある</li> <li>○市町村単独によるPRのほか、広域圏をまとめた情報発信も必要</li> <li>○情報収集、発信を効率的に実施することが必要</li> <li>○市町村単独での観光人材の育成は困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎県、市町村の果たすべき役割があり、どちらかに集約することではなく、むしろ、情報発信手段を多くすべき。</li> <li>◎イベント等の情報、パンフレット等は、県、市町村が相互に活用できるよう情報を共有する。</li> <li>○振興局が広域圏をまとめた情報発信を行い、より効果的にPRを行っていく。また、市町村のパンフレット等に、広域圏の情報も盛り込むことも今後検討する。</li> <li>○官民が協働した取組を推進していく。</li> <li>○行政と民間が役割分担し、来訪者の案内等を民間主体に依頼することを検討する。</li> <li>○ポータルサイトによる情報発信の強化、有効活用を進める。</li> <li>○県と市町村の情報共有を図り、観光に関する広域的課題を解決するため、広域圏の観光関係者で構成する会議体を設立する。</li> <li>○市町村単独では対応が困難なもの(例:外国語の翻訳等)については、必要に応じて県が支援する。</li> <li>○人材育成については、県が了知している研修の情報を適宜市町村に連絡する。</li> </ul>
6	河川管理	役割分担	<ul style="list-style-type: none"> <li>・河川堤防の草刈業務のあり方</li> </ul>	<p>【市町村委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県から自治会等の団体に直接委託すべきではないかと</li> <li>○委託料が貴重な収入源となっている自治会もあり、現状に大きな問題はない</li> <li>○自治会等の高齢化により、今後の受託が不安視される</li> <li>○委託業務の完了確認写真の簡素化が望まれる</li> <li>○河川管理と地域の環境保全の草刈範囲に差がある</li> </ul> <p>【ボランティア活動支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○県(振興局)と市町村、団体の三者の覚書締結は不要ではないかと</li> <li>○市町村の協力がなくとゴミの処理が難しい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎河川管理業務は、市町村の意向や自治会等の状況を踏まえて、県からの直接委託を検討する。</li> <li>◎高齢化などの自治会等の状況に応じて、業者委託を検討する。</li> <li>○委託の完了確認について、簡素化、仕様の明確化を図る。</li> </ul> <p>※参考 河川法抜粋</p> <p>第99条 河川管理者は、特に必要があると認めるときは、政令で定める河川管理施設の維持又は操作その他これに類する河川の管理に属する事項を関係地方公共団体に委託することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◎ボランティア活動等支援については、市町村や団体等の状況に応じて、覚書の内容を含め、見直す。</li> <li>○河川の管理と地域の環境保全の観点から、草刈の実施範囲を検討する。</li> </ul>